

東京都公報

発行
東京都

目次

告 示（教）

○平成十七年東京都教育委員会告示第二十四号（都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例による年齢階層ごとの長期療養者の休業補償及び年金たる補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額）の一部改正……………一

○平成十九年東京都教育委員会告示第九号（都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例第十四条第二項第二号並びに都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則第六条の七及び第六条の八の規定に基づき、遺族補償年金、障害補償年金、障害補償年金前払一時金又は遺族補償年金前払一時金の額に乗ずる率）の一部改正……………一

告 示（選）

○東京都議会議員選挙の選挙期日……………五

○東京都議会議員選挙において繰上投票を行う投票区及び投票期日……………五

○東京都議会議員選挙における各選挙区の選挙会の場所及び日時……………五

○東京都議会議員選挙（西多摩、南多摩、北多摩第一、北多摩第二、北多摩第三、北多摩第四及び島部の各選挙区を除く）における開票事務と選挙会事務との合同……………七

○東京都議会議員選挙における選挙公報掲載申請期限……………七

○参議院（東京都選出）議員選挙において候補者が政見放送を行うことができる基幹放送事業者等……………七

告 示（選挙長）

○東京都議会議員選挙（島部選挙区）における選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時……………八

公 告

○東京都議会議員選挙における告示……………八

○参議院（東京都選出）議員選挙の候補者届出書等の事前審査……………八

告 示（教）

●東京都教育委員会告示第二十五号

平成十七年東京都教育委員会告示第二十四号（都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例による年齢階層ごとの長期療養者の休業補償及び年金たる補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額）の一部を次のように改正する。

令和七年六月十三日

東京都教育委員会

表を次のように改める。

年 齢 階 層	最低限度額	最高限度額
二十五歳未満	六、一四三円	一三、九七五円
二十五歳以上三十歳未満	六、七〇三円	一五、二三七円
三十歳以上三十五歳未満	七、〇二三円	一八、〇一六円
三十五歳以上四十歳未満	七、三二六円	二〇、八六四円
四十歳以上四十五歳未満	七、五七六円	二二、五六四円
四十五歳以上五十歳未満	七、七六六円	二三、六六六円

五十歳以上五十五歳未満	七、七一一円	二五、三五四円
五十五歳以上六十歳未満	七、三四八円	二六、一八七円
六十歳以上六十五歳未満	六、一九二円	二二、六九四円
六十五歳以上七十歳未満	四、二〇〇円	一七、四八四円
七十歳以上	四、二〇〇円	一三、九七五円

附 則

1 この告示は、公布の日から施行する。

2 この告示による改正後の最低限度額欄及び最高限度額欄の規定は、令和七年四月一日以後の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日以後に支給すべき事由が生じた長期療養者の休業補償に係る補償基礎額について、なお従前の例による。

●東京都教育委員会告示第二十六号

平成十九年東京都教育委員会告示第九号（都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例第十四条第二項第二号並びに都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則第六条の七及び第六条の八の規定に基づき、遺族補償年金、障害補償年金、障害補償年金前払一時金又は遺族補償年金前払一時金の額に乗ずる率）の一部を次のように改正する。

令和七年六月十三日

東京都教育委員会

表を次のように改める。

[illegible][illegible]

[illegible]

令和6年 4月1日 から 令和7年 3月31日 までの 1年間	令和6年 4月1日 から 令和7年 3月31日 までの 1年間	令和6年 4月1日 から 令和7年 3月31日 までの 1年間	令和6年 4月1日 から 令和7年 3月31日 までの 1年間	令和6年 4月1日 から 令和7年 3月31日 までの 1年間	令和6年 4月1日 から 令和7年 3月31日 までの 1年間	令和6年 4月1日 から 令和7年 3月31日 までの 1年間	令和6年 4月1日 から 令和7年 3月31日 までの 1年間	令和6年 4月1日 から 令和7年 3月31日 までの 1年間	令和6年 4月1日 から 令和7年 3月31日 までの 1年間	令和6年 4月1日 から 令和7年 3月31日 までの 1年間	令和6年 4月1日 から 令和7年 3月31日 までの 1年間
学校薬剤師の 率	学校薬剤師の 率	学校薬剤師の 率	学校薬剤師の 率	学校薬剤師の 率	学校薬剤師の 率	学校薬剤師の 率	学校薬剤師の 率	学校薬剤師の 率	学校薬剤師の 率	学校薬剤師の 率	学校薬剤師の 率
一・一四	一・一五	一・一六	一・一七	一・一六	一・一七	一・一六	一・一七	一・一七	一・一八	一・一八	一・一八
一・一二	一・〇九	一・一三	一・一一	一・一三	一・一一	一・一三	一・一一	一・一四	一・一一	一・一四	一・一二
一・〇八	一・一二	一・〇九	一・一二	一・〇九	一・一二	一・〇九	一・一二	一・〇九	一・一二	一・〇九	一・一三
一・〇七	一・一一	一・〇七	一・一一	一・〇七	一・一一	一・〇七	一・一一	一・〇七	一・一一	一・〇八	一・一一
一・〇四	一・〇八	一・〇四	一・〇八	一・〇四	一・〇八	一・〇四	一・〇八	一・〇四	一・〇八	一・〇四	一・〇九
一・〇三	一・〇六	一・〇三	一・〇六	一・〇三	一・〇六	一・〇三	一・〇六	一・〇三	一・〇六	一・〇三	一・〇六

令和6年 5月1日 から 令和7年 4月30日 までの 1年間	令和6年 5月1日 から 令和7年 4月30日 までの 1年間	令和6年 5月1日 から 令和7年 4月30日 までの 1年間	令和6年 5月1日 から 令和7年 4月30日 までの 1年間
学校薬剤師の 率	学校薬剤師の 率	学校薬剤師の 率	学校薬剤師の 率
一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇
一・〇一	一・〇〇	一・〇九	一・〇七
一・〇二	一・〇五	一・〇七	一・一〇
一・〇四	一・〇六	一・〇七	一・一〇
一・〇二	一・〇六	一・〇四	一・〇八
一・〇一	一・〇四	一・〇二	一・〇五

附則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示による改正後の乗ずる率の規定は、令和七年四月一日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由が生じた遺族補償一時金又は障害補償年金差額一時金の額の計算における平成二年十月から令和七年三月までの分として支給された遺族補償年金若しくは障害補償年金の額又は平成二年十月一日から令和七年三月三十一日までに支給すべき事由が生じた障害補償年金前払一時金若しくは遺族補償年金前払一時金の額について適用する。
- 3 適用日前に支給すべき事由が生じた遺族補償一時金又は障害補償年金差額一時金の額の計算における平成二年十月から令和七年三月までの分として支給された遺族補償年金若しくは障害補償年金の額については、なお従前の例による。

告 示（選）

●東京都選挙管理委員会告示第五十三号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第三十三条第一項の規定により、令和七年七月二十二日に任期が満了する東京都議会議員の一般選挙の選挙期日を次のとおり定めた。

令和七年六月十三日

東京都選挙管理委員会

選挙期日 令和七年六月二十二日

●東京都選挙管理委員会告示第五十四号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第五十六条の規

定により、令和七年六月二十二日執行の東京都議会議員選挙において繰上投票を行う投票区及び投票期日を次のとおり定めた。

令和七年六月十三日

東京都選挙管理委員会

繰上投票区

小笠原村第二投票区（母島）

繰上投票期日

令和七年六月二十一日

●東京都選挙管理委員会告示第五十五号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十八条の規定により、令和七年六月二十二日執行の東京都議会議員選挙における各選挙区の選挙会の場所及び日時を次のとおり告示する。

令和七年六月十三日

東京都選挙管理委員会

選挙区名	場 所	所 在 地	日 時
千代田区選挙区	千代田区役所本庁舎 4階 会議室	千代田区九段南一丁目2番1号	令和7年6月22日 20時50分
中央区選挙区	中央区立築地社会教育会館	中央区築地四丁目15番1号	令和7年6月22日 20時50分
港区選挙区	港区スポーツセンター	港区芝浦一丁目16番1号	令和7年6月22日 20時40分
新宿区選挙区	新宿区立新宿コズミックススポーツセンター	新宿区大久保三丁目1番2号	令和7年6月22日 20時45分
文京区選挙区	文京スポーツセンター	文京区大塚三丁目29番2号	令和7年6月22日 20時45分
台東区選挙区	台東リバーサイドスポーツセンター体育館	台東区今戸一丁目1番10号	令和7年6月22日 20時45分
墨田区選挙区	ひがしんアリーナ(墨田区総合体育館)	墨田区錦糸四丁目15番1号	令和7年6月22日 21時00分
江東区選挙区	深川スポーツセンター	江東区越中島一丁目2番18号	令和7年6月22日 21時00分
品川区選挙区	品川区立総合体育館	品川区東五反田二丁目11番2号	令和7年6月22日 20時40分
目黒区選挙区	目黒区立碑文谷体育館	目黒区碑文谷六丁目12番43号	令和7年6月22日 20時50分
大田区選挙区	大森スポーツセンター	大田区大森本町二丁目2番5号	令和7年6月22日 21時00分
世田谷区選挙区	世田谷区立総合運動場体育館	世田谷区大蔵四丁目6番1号	令和7年6月22日 21時00分
渋谷区選挙区	渋谷区文化総合センター大和田 多目的アリーナ	渋谷区桜丘町23番21号	令和7年6月22日 20時50分
中野区選挙区	中野区立総合体育館	中野区新井三丁目37番78号	令和7年6月22日 21時00分
杉並区選挙区	杉並区荻窪体育館	杉並区荻窪三丁目47番2号	令和7年6月22日 20時30分
豊島区選挙区	豊島区立豊島体育館	豊島区要町三丁目47番8号	令和7年6月22日 20時45分
北区選挙区	北区滝野川体育館	北区西ヶ原二丁目1番6号	令和7年6月22日 21時00分
荒川区選挙区	荒川総合スポーツセンター	荒川区南千住六丁目45番5号	令和7年6月22日 21時00分
板橋区選挙区	板橋区立上板橋体育館	板橋区桜川一丁目3番1号	令和7年6月22日 20時50分
練馬区選挙区	練馬区立光が丘体育館	練馬区光が丘四丁目1番4号	令和7年6月22日 20時40分
足立区選挙区	足立区総合スポーツセンター	足立区東保木間二丁目27番1号	令和7年6月22日 20時50分
葛飾区選挙区	葛飾区奥戸総合スポーツセンター体育館	葛飾区奥戸七丁目17番1号	令和7年6月22日 20時45分
江戸川区選挙区	江戸川区総合体育館	江戸川区松本一丁目35番1号	令和7年6月22日 21時00分
八王子市選挙区	八王子市富士森体育館	八王子市台町二丁目3番7号	令和7年6月22日 21時00分
立川市選挙区	立川市泉市民体育館	立川市泉町786番地の11	令和7年6月22日 21時00分
武蔵野市選挙区	武蔵野総合体育館メインアリーナ	武蔵野市吉祥寺北町五丁目11番20号	令和7年6月22日 21時00分
三鷹市選挙区	三鷹市総合スポーツセンター (SUBARU総合スポーツセンター)	三鷹市新川六丁目37番1号	令和7年6月22日 21時00分
青梅市選挙区	住友金属鉦山アリーナ青梅 (青梅市総合体育館)	青梅市河辺町四丁目16番地の1	令和7年6月22日 21時00分

選挙区名	場 所	所 在 地	日 時
府中市選挙区	府中市立総合体育館	府中市矢崎町五丁目5番地	令和7年6月22日 21時00分
昭島市選挙区	昭島市役所 1階 市民ロビー	昭島市田中町一丁目17番1号	令和7年6月22日 21時00分
町田市選挙区	町田市立総合体育館	町田市南成瀬五丁目12番地	令和7年6月22日 21時00分
小金井市選挙区	小金井市総合体育館	小金井市関野町一丁目13番1号	令和7年6月22日 21時00分
小平市選挙区	小平市民総合体育館 2階 第1体育室	小平市津田町一丁目1番1号	令和7年6月22日 20時50分
日野市選挙区	日野市市民の森ふれあいホール	日野市日野本町六丁目1番地の3	令和7年6月22日 21時00分
西東京市選挙区	旭のかりん糖 西東京市スポーツセンター 第一体育室	西東京市中町一丁目5番1号	令和7年6月22日 21時00分
西多摩選挙区	あきる野市役所 5階 503会議室	あきる野市二宮350番地	令和7年6月23日 13時30分
南多摩選挙区	多摩市役所本庁舎 3階 特別会議室	多摩市関戸六丁目12番地1	令和7年6月23日 10時00分
北多摩第一選挙区	中部地区会館 403集会室 (武蔵村山市役所4階)	武蔵村山市本町一丁目1番地の1	令和7年6月23日 14時00分
北多摩第二選挙区	国分寺市役所 5階 会議室502	国分寺市泉町二丁目2番18号	令和7年6月23日 9時00分
北多摩第三選挙区	狛江市防災センター 3階 302・303会議室	狛江市和泉本町一丁目1番5号	令和7年6月23日 10時00分
北多摩第四選挙区	清瀬市役所 2階 市民協働ルーム	清瀬市中里五丁目842番地	令和7年6月23日 14時00分
島部選挙区	東京都庁第一本庁舎北塔 40階 選挙管理委員会事務局	新宿区西新宿二丁目8番1号	令和7年6月23日 14時00分

●東京都選挙管理委員会告示第五十六号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十九条第一項の規定により、令和七年六月二十二日執行の東京都議会議員選挙の各選挙区（西多摩選挙区、南多摩選挙区、北多摩第一選挙区、同第二選挙区、同第三選挙区、同第四選挙区及び島部選挙区を除く。）において、開票の事務を選挙会の事務に併せて行う。

令和七年六月十三日

東京都選挙管理委員会

●東京都選挙管理委員会告示第五十七号

東京都議会議員の選挙における選挙公報の発行に関する条例（昭和三十八年東京都条例第三号）第三条第一項の規定により、令和七年六月二十二日執行の東京都議会議員選挙における選挙公報掲載申請期限を次のとおり定めた。

令和七年六月十三日

東京都選挙管理委員会

選挙公報掲載申請期限 令和七年六月十三日

午後五時

●東京都選挙管理委員会告示第五十八号

政見放送及び経歴放送実施規程（平成六年自治省告示第百六十五号）第二条第七項の規定により、令和七年七月二十八日任期満了による参議院（東京都選出）議員選挙において、候補者が政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数を次のとおり定めた。

令和七年六月十三日

東京都選挙管理委員会

放送の区分

基幹放送事業者

回数

テレビジョン放送

株式会社テレビ朝日

一回

ラジオ放送

株式会社文化放送

三回

告 示（選挙長）

●東京都議会議員選挙（島部選挙区）選挙長告示第一号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により、令和七年六月二十二日執行の東京都議会議員選挙（島部選挙区）における選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり告示する。

令和七年六月十三日

東京都議会議員選挙（島部選挙区）

選挙長 澤 野 正 明

場所 東京都選挙管理委員会室 新宿区西新宿二丁目八番

一号 東京都庁第一本庁舎北塔四十階

日時 令和七年六月十九日 午後六時

公 告

東京都議会議員選挙における告示について

令和七年六月二十二日執行の東京都議会議員選挙において、東京都選挙執行規程（平成十二年東京都選挙管理委員会告示第三十六号）第四条ただし書及び東京都選挙管理委員会規程（昭和四十四年東京都選挙管理委員会規程第一号）第十二条ただし書の規定による告示については、令和七年六月十三日から同年七月七日までの間、東京都庁第一

本庁舎南側掲示板を使用して行う。

令和七年六月十三日

東京都選挙管理委員会

参議院（東京都選出）議員選挙の候補者届出

書等の事前審査について

令和七年七月二十八日任期満了による参議院（東京都選

出）議員選挙に立候補を予定する者に対して、次のとおり

立候補届出書等の事前審査を行う。

令和七年六月十三日

東京都選挙管理委員会

日時 令和七年六月十八日から同月二十日までの午前九時

から午後五時まで

場所 東京都庁第一本庁舎二十五階一〇五会議室 新宿区

西新宿二丁目八番一号

発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話 〇三（五三三二）一一一一（代）

郵便番号
163-8001

価 定

本号
一箇月 六、六〇〇円
（郵送料を含む。）

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三（三八二二）五二〇一（代）

郵便番号
113-0001

